



# 長野県報

12月10日(月)  
平成24年  
(2012年)  
第2428号

## 目 次

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	1
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障害者支援課）	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可（生活排水課）	2
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（建設政策課）	3
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の売りさばき場所変更の届出（会計課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

### 公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	7
一般競争入札（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	8
一般競争入札（生活排水課）	9
一般競争入札（高校教育課）	10

## 告 示

### 長野県告示第791号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	小さなデイ穂の花	諏訪市大字湖南6581番地5	平成24年12月1日
株式会社北アルプスの風	リーベまつかわ	北安曇郡松川村5689番地77	平成24年12月1日
ちくま農業協同組合	J A ちくま上山田宅老所いやしの里 ちくま	千曲市大字上山田2162番地1	平成24年12月1日

#### 2 指定介護予防サービス事業者

##### 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	小さなデイ穂の花	諏訪市大字湖南6581番地5	平成24年12月1日
株式会社北アルプスの風	リーベまつかわ	北安曇郡松川村5689番地77	平成24年12月1日

ちくま農業協同組合 J A ちくま上山田宅老所いやしの里  
ちくま

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第792号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
特定非営利活動法人くらぶDo	くらぶDo	中野市金井925番地1	平成24年12月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人遊び塾with you-with me	遊び塾	上田市大手一丁目8番地13号	平成24年12月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人遊び塾with you-with me	遊び塾ちくま	千曲市大字八幡6744	平成24年12月1日	放課後等デイサービス

障害者支援課

**長野県告示第793号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

松本市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画下水道事業 松本市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和25年11月16日から

平成29年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和30年建設省第700号、昭和48年長野県告示第145号、昭和53年長野県告示第118号、昭和55年長野県告示第315号、昭和57年長野県告示第430号、昭和58年長野県告示第271号、昭和60年長野県告示第384号、昭和61年長野県告示第769号、同年長野県告示第934号、昭和63年長野県告示第227号、平成元年長野県告示第774号、平成4年長野県告示第603号、平成7年長野県告示第321号、平成13年長野県告示第4号、平成18年長野県告示第139号及び平成22年長野県告示第134号の事業地の内、松本市渚一丁目、渚二丁目、渚三丁目、旭三丁目、県一丁目、県二丁目並びに県三丁目の一部において事業地を変更する。

生活排水課

**長野県告示第794号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野3718の82、3718の87、字和合389の1、字富草4983、4984

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新野3718の82（次の図に示す部分に限る。）、字富草4983、4984

(1) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字東條929の1、929の3から929の5まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第795号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町開田高原西野3179の1から3179の49まで

## 2 (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上ものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町三岳1119の7、1119の12、1125の3、2839、  
2858の1、2859の106、9713の1、9756

## 2 (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三岳1119の7、1119の12、2839、2859の106(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上ものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第796号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡麻績村麻字室沢1755の5

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第797号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡筑北村東条字大沢山3074の239

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第798号**

佐久市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量(基準点修正測量)

## 2 作業期間

平成24年12月1日から平成24年12月20日まで

## 3 作業地域

佐久市

建設政策課

**長野県告示第799号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	141号	上田市中央一丁目4973番の3地先から 上田市中央一丁目5086番の3地先まで

道路管理課

**長野県告示第800号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成24年12月1日、次のとおり売りさばき人の売りさばき場所変更の届出がありました。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新	株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	塩尻市大字広丘吉田352番地1 株式会社信州ジャパン 信州塩尻自動車学校
			塩尻市大字広丘吉田352番地1 株式会社信州ジャパン アルピコ自動車学校中央
新	株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	松本市元町3丁目 3番10号 株式会社信州ジャパン 信州松本もとまち自動車学校
			松本市元町3丁目 3番10号 株式会社信州ジャパン アルピコ自動車学校第一
新	株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	松本市筑摩4丁目 6番1号 株式会社信州ジャパン 信州松本つかま自動車学校
			松本市筑摩4丁目 6番1号 株式会社信州ジャパン アルピコ自動車学校松本

会計課

**長野県飯田建設事務所告示第23号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月10日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1番の441地先から 下伊那郡壳木村1番の214地先まで	旧	5.0~11.2	0.2116 km
下伊那郡壳木村1184番地先から 下伊那郡壳木村1番の214地先まで	新	20.5~72.3	0.2150 km

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1番の214地先から 下伊那郡壳木村1番の114地先まで	旧	3.9~13.5	0.3787 km
同上	新	3.9~13.5 ----- 18.1~75.8	0.3787 km 0.3600 km

道路管理課

**長野県飯田建設事務所告示第24号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月10日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

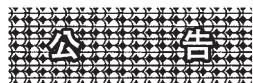
- 1 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡壳木村1184番地先から  
下伊那郡壳木村1番の214地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年12月12日

- 2 (1) 路線名 418号

- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡壳木村1番の214地先から  
下伊那郡壳木村1番の114地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月12日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

部局用ファイルサーバ 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで（地方自治法  
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## (5) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年12月20日（木）午前9時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成24年12月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来の風

## 3 代表者の氏名

北野 とみ江

## 4 主たる事務所の所在地

松本市出川二丁目24番地14号

## 5 定款に記載された目的